

横浜市公文書公開審査会答申
(答申第154号)

平成12年5月31日

横公審答申第154号
平成12年5月31日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市公文書公開審査会
会長 三 辺 夏 雄

横浜市公文書の公開等に関する条例第15条の規定に基づく
諮問について（答申）

平成11年3月30日港湾事管第377号による諮問について、別紙のとおり答申します。

「弁護士への法律相談依頼について」の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「弁護士への法律相談依頼について」（平成8年度文書番号第25号）を、一部公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「弁護士への法律相談依頼について」（平成8年度文書番号第25号）（以下「本件文書」という。）の公開請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成11年1月6日付で行った一部公開決定処分取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件文書は、みなとみらい21中央地区における土地処分に係る諸問題を弁護士に法律相談し、これに係る経費を支出した決裁文書及び弁護士の意見書（以下「本件意見書」という。）であり、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第9条第1項第1号、2号及び6号に該当するため一部を非公開としたものであり、その理由は、概ね次のとおりである。

(1) 条例第9条第1項第1号の該当性について

本件意見書は、当該弁護士の思想・信条を表徴するものであり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される。

(2) 条例第9条第1項第2号の該当性について

本件意見書は、公表されることを目的として作成されたものではなく、公開すると、他の同業弁護士の関心を呼び、色々な論議を招くこととなり、結果として当該弁護士の信用などに影響を与えることから、当該弁護士の事業活動に明らかに不利益を与える。

(3) 条例第9条第1項第6号の該当性について

本件意見書は当該弁護士の思想・信条を表徴するものであり、これを公開すると、行政と当該弁護士との協力・信頼関係を著しく損ない、今後当該弁護士より意見の提出を求めることが困難になるおそれがあり、また、今後弁護士一般からの意見の提出も困難となるおそれがあり、みなとみらい21事業若しくは将来同種の事務事業の円滑

な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

また、みなとみらい21地区24街区開発についての市長個人に対する訴えについて、横浜市は補助参加を求めている。本件意見書は横浜市の補助参加が認められた際に主張する内容であり、横浜市が行う訴訟に関する情報であって、公開することにより訴訟の目的が損なわれ、みなとみらい21事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

4 異議申立人の一部公開決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件文書の一部公開決定に対する意見は、概ね次のように要約される。

(1) 条例第9条第1項第1号について

本件意見書は「事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第9条第1項第2号）」であり、本号には該当しない。これは明白な誤りである。

また、本件意見書は、弁護士が依頼を受けて、弁護士の業務として作成した文書であり、「個人に関する情報」には当たらない。また、弁護士が自らの責任で作成し行政機関に提出した以上、自己の名も含めて公開されることは容認しているというべきである。少なくとも、作成者名を抹消すれば、個人識別可能性はなくなる。

そもそも法律上的見解は「当該弁護士の思想・信条等内心に関する情報」に当たらず、本号に該当しない。

(2) 条例第9条第1項第2号について

「公表されることを目的として作成されたものではない」ことは、何ら非公開の理由とはならない。

「公開すると、他の同業弁護士の関心を呼び、色々な論議を招くこととなり、結果として当該弁護士の信用などに影響を与える」としているが、そもそも弁護士の見解は、他者との論争を前提として理論を組み立てるものであり、「色々な論議を招く」のは当然である。どうしてそれが「結果として当該弁護士の信用などに影響を与える」ことになるのか。弁護士の「正当な利益を客観的かつ明白に害する」ような「影響」が生ずるとは考えがたい。

なお、意見書は、当該弁護士の知見を基に調査検討をして法的見解をまとめたものであって、「思想・信条を表徴」するものではない。

(3) 条例第9条第1項第6号について

公開により「弁護士一般からの意見の提出が困難となる」などということはある得

ないので、何ら困ることはない。

また、いずれ訴訟で主張する内容であるならば、公開されても支障はないはずであり、「公開することにより訴訟の目的が損なわれ、みなとみらい21事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある」とは理解しがたい。

5 審査会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、みなとみらい21中央地区における土地処分に係る諸問題について弁護士に法律相談することについての決裁文書及び横浜市から法律相談を依頼された弁護士の意見書である。

(2) 条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 条例第9条第1項第6号では「市又は国等が行う・・・争訟・・・その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、・・・関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」については公開しないことができると規定している。

イ 本件意見書は、横浜市の法律相談依頼に対する弁護士の法的見解である。これは、みなとみらい21中央地区の土地処分に関する法律問題解決のための資料として作成されたものであるが、その後、土地処分について横浜市長に対する住民訴訟が提起され、横浜市が補助参加を認められたことにより、横浜市の行う争訟事務に関する情報となった経緯がある。そして、同訴訟は、いまなお継続中であり、今後市として当該意見書をどのように使用するかあるいは使用しないかについては未定であることが認められる。

ところで、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第156条では、訴訟を遂行するに際しては、訴訟当事者が主張・立証あるいは反論を行うことについては、訴訟の進行上、最も効果的である場面で行うことができる旨定めているが、横浜市が、訴訟上主張する可能性がある情報について、その主張前に本件意見書を公開することは、結果的に横浜市の訴訟における主張・立証あるいは反論の手段を制約することになり、横浜市の争訟事務の円滑な執行に著しい支障が生じることが認められる。

したがって、本件意見書は本号により公開しないことができる情報であると認められる。

なお、実施機関は、本件意見書を当該弁護士思想・信条を表すものであるとし、個人に関する情報として非公開を主張しているが、法律相談を依頼された弁護士が業務として作成した「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、認めることができない。

(3) 結 論

以上のとおり、本件意見書は条例第9条第1項第6号に該当する情報であり、公開しないことができるものであるから、同項第2号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が本件文書を一部公開とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年 3月30日	・ 諮問書受理
平成11年 4月23日 (第199回審査会)	・ 諮問の説明
平成11年 5月14日	・ 実施機関から、一部公開理由説明書を受理
平成11年 7月26日	・ 申立人から、一部公開理由説明書に対する意見書を受理
平成12年 1月14日 (第216回審査会)	・ 審議
平成12年 1月28日 (第 217 回審査会)	・ 審議
平成12年 2月25日 (第219回審査会)	・ 実施機関から処分理由の説明 ・ 審議
平成12年 3月10日 (第220回審査会)	・ 審議
平成12年 3月24日 (第221回審査会)	・ 審議
平成12年 4月14日 (第222回審査会)	・ 申立人から意見聴取 ・ 審議
平成12年 4月28日 (第223回審査会)	・ 審議